

令和 8 年 8 月 1 0 日

総務企画常任委員協議会会議概要

委 員 長 奈 良 祥 孝

副 委 員 長 蛸 名 和 子

1 開催日時 令和8年8月10日（月曜日）午前9時58分～午前10時36分

2 開催場所 第3委員会室

3 報告事項

（1）令和8年第3回定例会提出予定案件

- ①青森市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- ②青森市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
- ③財産の取得について（ノートパソコンの購入）
- ④専決処分の報告について
- ⑤公立大学法人青森公立大学第4期中期目標について
- ⑥財産の処分について（大釈迦山林）

（2）その他

- ①令和7年度包括外部監査結果に対する措置状況について
- ②令和8年度収納対策について

【挙手による報告】

- ①後期高齢者医療保険料過誤納金還付通知書の内容誤りについて

○出席委員

委員長 奈良 祥 孝
副委員長 蛭 名 和 子
委員 中 田 靖 人
委員 軽 米 智雅子

委員 天 内 慎 也
委員 舘 山 善 也
委員 奈良岡 隆
委員 大 矢 保

○欠席委員

なし

○説明のため出席した者の職氏名

総務部長 小野 正 貴
総務部理事 佐々木 和 人
企画部長 金谷 浩 光
企画部理事 齊藤 寿 一
税務部長 千葉 康 伸
浪岡振興部長 奈良 英 文
会計管理者 横内 修
選挙管理委員会事務局長 太田 直 樹
監査委員事務局長 遠 嶋 祥 剛

総務部次長 越後谷 和 人
危機管理監 鈴木 健 仁
企画部次長 沢木 正 明
税務部次長 鈴木 健 司
総務課長 藤林 靖 幸
企画調整課長 渡邊 雅 史
納税支援課長 佐々木 潤 一
納税支援課主幹 川口 純 一
関係課長等

○事務局出席職員氏名

議事調査課主査 久保 拓 哉

議事調査課主幹 富岡 俊 一

○奈良祥孝委員長 ただいまから総務企画常任委員協議会を開会いたします。

それでは本日の案件に入ります。令和8年第3回定例会提出予定案件について報告を求めます。なお、質疑については、事前審査とならないようお願いをいたします。

初めに、「青森市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について」報告を求めます。総務部長。

○小野正貴総務部長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）令和8年第3回定例会に提出を予定しております青森市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

資料を御覧ください。

「1 概要」につきまして、危険鳥獣でありますヒグマ、ツキノワグマ、イノシシに対する緊急銃猟、捕獲等の業務の危険性等を踏まえ、当該業務に従事した職員を対象といたします特殊勤務手当を、青森県に準じ新設するため改正をしようとするものであります。

「2 改正対象条例」は、資料記載のとおり青森市職員の特殊勤務手当に関する条例及び青森市職員の育児休業等に関する条例となります。

「3 主な改正内容」は、危険鳥獣捕獲等手当の新設でありまして、支給対象及び手当額につきましては、ライフル銃等の特殊銃による捕獲または殺傷など、著しい危険を伴う危険鳥獣の捕獲または殺傷の作業等に従事した場合は日額1640円を、射手のサポート、住民避難誘導など、危険を伴う特殊な作業等に従事した場合は日額1100円を、痕跡の確認等の作業または追い払い作業、銃器以外での殺傷または死体の処理作業に従事した場合は日額300円あるいは1件300円を支給するものであります。

なお、現時点では対象となる市の常勤職員はおりませんが、将来的に常勤職員等による対応での特殊銃による捕獲等も想定されるため、規定を整備しておくものであります。

また、現在、特殊銃による捕獲を実施しております非常勤特別職であるガバメントハンターにおきましては、あらかじめ報酬額に特殊銃による捕獲に係る手当相当分を含んでおりますことから、当該手当の支給対象とはならないものであります。

「4 施行期日」は、公布の日とし、令和8年4月1日に遡及して適用することとしております。

なお、今回の改定により令和8年度の影響額は、15万1000円を見込んでいます。

説明は以上でございます。

○奈良祥孝委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等はありませんか。大矢委員。

○大矢保委員 他の市町村と比べてこの金額は妥当なんですか。

○奈良祥孝委員長 総務部長。

○小野正貴総務部長 まず、県と今回はそろえた金額になっていまして、他都市におきましても、基本的には同じ額、あるいはそれよりも低い額という設定状況となっております。

以上でございます。

○奈良祥孝委員長 大矢委員。

○大矢保委員 今、一般の市民が銃を撃つことに、警察がずっと聞き取りしています。私にも警察から電話が来て、この人はどうですか、この人はどういう性格の人ですか、お酒を飲んだらどうですかと、そういうことまで聞かれています。こういうのは個人のプライバシーに反すると思うのですが、こんなことは銃を撃つことにいい、悪い——警察が判断するためとはいえ、ちょっと行き過ぎかなと思います。

やっぱり、地域のために、人のために撃ちたいと思ったら、素直に銃を持たせればいいと思います。

警察の判断がちょっと遅いような感じがします。

○奈良祥孝委員長 意見ですね。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良祥孝委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

次に、「青森市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について」報告を求めます。総務部長。

○小野正貴総務部長 令和8年第3回定例会に提出を予定しております青森市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

資料を御覧ください。

「1 改正の理由」につきましては、国家公務員災害補償法に基づきます人事院規則16-0（職員の災害補償）が令和8年4月に改正されたことに伴い、非常勤消防団員等に係る損害賠償の基準を定める政令が令和8年5月に改正され、非常勤消防団員等に対する葬祭補償の額が改定されましたことから、青森市消防団員等公務災害補償条例を改正しようとするものであります。

「2 改正の内容」につきましては、消防作業従事者等の葬祭補償の定額部分の額を31万5000円から33万円に引き上げようとするものであります。

「3 施行期日」につきましては、公布の日としております。

「4 その他」につきましては、令和8年4月1日以後に支給事由が生じた葬祭補償については、改正後の額を適用し、同日前に支給事由が生じた葬祭補償については、なお従前の例によるものであります。

また、令和8年4月1日以後に支給事由が生じた葬祭補償のうち、改正前の条例第21条または附則第8条の規定により支給された補償額については、改正後の規定による補償額の内払いとみなす旨の規定を設けるものであります。

説明は以上でございます。

○奈良祥孝委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良祥孝委員長 質疑はないものと認めます。

次に、「財産の取得について（ノートパソコンの購入）」報告を求めます。総務部長。

○小野正貴総務部長 令和8年第3回青森市議会定例会に提出を予定しております財産の取得について（ノートパソコンの購入）について、御報告申し上げます。

資料を御覧ください。

本件は、G I G Aスクール構想第2期を踏まえ、I C T環境のさらなる充実を図るため、青森市立中学校の全生徒が使用する教育用パソコン——C h r o m e b o o kを更新するものであります。

取得する財産はノートパソコン、数量は5908台となっております。

契約の方法及び相手方につきましては、令和8年度青森県公立学校情報機器等整備事業費補助金の交付を受けるため、青森県が実施いたしました令和8年度青森県学習者用コンピュータ等の共同調達に係る企画提案競技において最優秀提案者に決定いたしました株式会社ビジネスサービス青森支店と契約を締結する必要がありますことから、同者との随意契約とし、見積書を徴したものであります。

その結果、予定価格内での価格が提示されましたので、株式会社ビジネスサービス青森支店と3億9642万6800円で契約を締結しようとするものであります。

なお、参考資料といたしまして見積執行票を添付しております。

このたびの契約は、予定価格が2000万円以上の動産の買入れでありますことから、地方自治法及び青森市議会の議決に付さなければならない契約並びに財産の取得及び処分に関する条例の規定に基づき、議案として提出することを予定しているものであります。

なお、本件につきましては、教育財産を所管いたします教育委員会事務局から、本日開催の文教経済常任委員協議会におきまして、概要について報告することとしております。

報告は以上でございます。

○奈良祥孝委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良祥孝委員長 質疑はないものと認めます。

次に、「専決処分の報告について」報告を求めます。総務部長。

○小野正貴総務部長 専決処分について御報告申し上げます。

本事案につきましては、7月21日開催の本常任委員協議会で御報告させていただいたところでありますが、令和8年第3回市議会定例会に報告を予定しておりますことから、前回と同じ内容になりますが、その概要について御説明いたします。

お手元の資料を御覧ください。

事故の発生は、令和8年2月3日火曜日、午前11時13分頃、発生場所は西滝二丁目101番7号付近となります。

事故の発生状況であります、災害救助受付窓口で受け付けした案件の現場確認のため移動中、丁字路を右折しようとした際、対向車及び走行車線に停車しておりました車両の影響で進行が困難となり、対向車を通過させるため、後方車両を確認し後退いたしました。

後方車両を確認しておりましたことから、接触がないようバック中にブレーキを踏みましたが、路面が滑りやすく下り坂であったため停止できず、後方相手車両右前方付近に衝突したものであります。

損害賠償につきましては、双方協議の結果、市が相手方に対しまして、この事故による車両損害額といたしまして10万2201円を負担することで合意し、合意内容について令和8年6月26日に専決処分をし、同日示談が成立しております。

なお、損害賠償につきましては、市が加入しております全国市有物件災害共済会の自動車損害共済で対応しております。

専決処分の報告につきましては、以上でございます。

○奈良祥孝委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良祥孝委員長 質疑はないものと認めます。

次に、「公立大学法人青森公立大学第4期中期目標について」報告を求めます。企画部長。

○金谷浩光企画部長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）公立大学法人青森公立大学第4期中期目標（案）について御説明いたします。

当該中期目標につきましては、地方独立行政法人法第25条第3項の規定により議会の議決を経る必要がありますことから、本年第3回青森市議会定例会に御提案することとしております。

本日はその概要について御説明いたします。

資料を御覧ください。

上段左側の「趣旨」であります、設立団体の長は、地方独立行政法人法に基づき、公立大学法人青森公立大学の設立団体として、同法人が達成すべき業務運営に関する目標を定めることとされており、今年度が第3期中期目標期間の最終年度でありますことから、今般、次年度以降の第4期中期目標を策定するものであります。

次に、上段中央の「第4期中期目標項目」につきましては、中期目標の構成を示しておりますが、第3期中期目標と同様、前文及び7つの大項目で構成しております。

次に、上段右側の「今後のスケジュール」であります、本年第3回定例会に本中期目標を御提案申し上げ、御議決いただいた暁には、年内を目途に、本中期目標

を達成するための具体的な中期計画（案）を青森公立大学が作成し、市に提出されました当該計画（案）について、青森市地方独立行政法人評価委員会の意見聴取を経て、市が第４期中期計画として認可することとしております。

次に、第４期中期目標の項目別の概要であります。

まず、前文であります。主な変更点といたしまして、青森公立大学を取り巻く状況は変化しており、中でも、急速な少子化の進展は深刻な問題であり、今後、志願者数の減少や大学間競争がより一層激しくなることが予想されるところであります。その中で、選ばれる大学として存続していくためには、青森公立大学が持つ特色や強みを生かしつつ、社会が求めるニーズや社会情勢の変化にも適切に対応していく必要があるという内容を追加しております。

また、現在の青森市総合計画に沿って、市が目指す将来都市像を「みんなで未来を育てるまちに」に変更しております。

次に、「第１ 中期目標の期間」であります。法第 78 条第 1 項に、公立大学法人の中期目標の期間は 6 年間と定められておりますことから、第４期中期目標期間は令和 9 年 4 月 1 日から令和 15 年 3 月 31 日までの 6 年間としております。

次に、「第２ 大学の教育研究等の質の向上に関する目標」では、教育環境と学修環境の整備について、大学における D X 化の推進を見据え、I C T を積極的に活用しながら D X を推進する内容を追加しております。

次に、「第３ 地域貢献に関する目標」では、知の還元の一つとして、社会人の学び直しのニーズに対応したリカレント教育の取組を推進するという内容を追加しております。

また、人材の育成について、まずは商工団体等や地域のニーズを踏まえた人材育成が必要との考えの下、（１）と（２）の項目の順を変更するとともに、フィールドワークを通じた実践型学習の充実を図るという内容を追加しております。

資料右側の「第４ 業務運営の改善及び効率化に関する目標」では、人事評価制度について、公平で客観的な評価の実践に係る内容を追加しております。

また、教職員の働き方改革の必要性が高まっていることを踏まえ、新たな項目「教職員の働き方に関する目標」を設定しております。

最後に、「第５ 経営・財務内容の改善に関する目標」、「第６ 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標」、「第７ その他業務運営に関する重要目標」については、主な変更点はありません。

公立大学法人青森公立大学第４期中期目標（案）の概要の説明は以上ですが、ただいま御説明いたしました主な変更内容を反映させた「公立大学法人青森公立大学第４期中期目標（案）」の写しを添付しておりますので、後ほど、御確認いただきますようお願いいたします。

説明は以上でございます。

○奈良祥孝委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良祥孝委員長 質疑はないものと認めます。

次に、「財産の処分について（大釈迦山林）」報告を求めます。浪岡振興部長。

○奈良英文浪岡振興部長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）令和８年第３回定例会に提出を予定しております財産の処分について御報告申し上げます。

お手元の資料を御覧ください。

「１ 処分の目的」になりますが、本市が大釈迦地区に所有する山林につきまして、令和８年５月に国土交通省から一般国道７号鶴ヶ坂防災事業用地として売払い申請があったため処分を行うこととしたものです。

「２ 処分する財産の概要」ですが、資料記載のとおり青森市浪岡大字大釈迦字沢田１１３番１の一部及び同１１３番１５４の山林２筆、合わせて２万１４２３．６９平方メートルとなります。

「３ 契約の概要」ですが、相手方は国土交通省東北地方整備局青森河川国道事務所長岡本由仁、処分価格は２７５２万８４２５円となっております。

「４ 提案理由」になりますが、予定価格が２０００万円以上かつ面積が５０００平方メートル以上の財産の処分につきましては、青森市議会の議決に付さなければならない契約並びに財産の取得及び処分に関する条例の規定に基づき、議会の承認を得る必要があることから、令和８年第３回青森市議会定例会へ議案を提出することとしているものです。

報告は以上でございます。

○奈良祥孝委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良祥孝委員長 質疑はないものと認めます。

以上で、令和８年第３回定例会提出予定案件についての報告を終わります。

次に、その他の報告を求めます。

初めに、「令和７年度包括外部監査結果に対する措置状況について」報告を求めます。総務部長。

○小野正貴総務部長 令和７年度包括外部監査結果に対する措置状況について、御説明いたします。

お手元の資料「令和７年度包括外部監査結果に対する措置状況について」の１ページを御覧ください。

令和７年度の包括外部監査は、監査のテーマを「交流人口の増加及び関係人口の創出に向けた施策及び事業に係る財務事務の執行について」として実施され、去る３月２７日に包括外部監査人から監査結果の報告がありました。

その指摘事項及び意見につきましては、本年４月２１日開催の本常任委員協議会において御報告いたしましたが、「（３）監査の結果（指摘事項及び意見の件数）」の

とおり、今後、措置することが必要であると判断された指摘事項が 19 件、施策や事業の運営合理化のために改善を要望された意見が 38 件ありました。

この監査結果を受け、経済部、農林水産部、浪岡振興部、企画部及び総務部において検証作業等を行い、措置状況を取りまとめましたので、その概要を御説明いたします。

2 ページを御覧ください。

「2 措置状況の報告の在り方に関する監査意見への対応」についてであります。

令和 7 年度包括外部監査結果報告書におきましては、個別事業に対する意見に加えまして、措置状況の報告の在り方に関する意見がありましたので、まずは、当該意見への対応について御説明いたします。

「(1) 措置状況の報告の在り方に関する監査意見」であります。これまでの監査結果に対する措置状況の多くが改善済みとされておりますものの、精査いたしますと、検討中や現状維持の表明にとどまる事例が散見されとの意見がありました。

また、計画立案のみで完了とみなす運用は、監査制度の形骸化を招き、市民への不正確な報告となるおそれがあることから、今後は、計画中と実施完了を明確に区別し、全項目が真に改善されるまで継続して進捗を公表する体制へ転換すべきであるとの御意見を受けたところであります。

これまで本市におきましては、改善策が整理された段階にとどまる事案についても、是正済み・改善済みとして整理していたものであります。

このため、今回、措置状況区分の整理及び報告方法の見直しを行うことといたしました。

具体的には、まず、令和 8 年度から、是正または改善が完了した段階と、対応方針を整理した段階とを明確に区別することといたしました。

見直し後の区分につきましては、措置済みを、是正または改善が完了したもの、措置中を、是正または改善のための対応に着手しているもの、措置予定を、是正または改善の内容が決定しているが未着手のもの、検討中を、対応の可否または是正もしくは改善の方法について検討しているもの、現状維持を、検討の結果、現行の取扱いを継続するものとして整理しております。

次に、令和 9 年度以降は、新たな包括外部監査結果に係る全ての指摘事項及び意見への措置状況に加え、過年度の包括外部監査結果への措置状況が、措置中、措置予定、検討中であつたものについて、その進捗状況を報告することといたします。

3 ページを御覧ください。

「3 指摘事項及び意見への対応」についてであります。

まず、措置状況区分につきましては、先ほど御説明いたしましたとおり、措置済み、措置中、措置予定、検討中、現状維持の 5 区分としております。

次に、措置状況区分別件数についてであります。

表の一番下、合計欄に記載されておりますとおり、指摘事項 19 件に対する措置状

況は、措置済み 15 件、措置中 1 件、措置予定 3 件であります。

意見 38 件に対する措置状況は、措置済み 20 件、措置中 1 件、措置予定 8 件、検討中 6 件、現状維持 3 件であります。

4 ページ及び 5 ページは、ただいま御説明いたしました措置状況の一覧となっております。

今後につきましては、今回整理した区分に基づき、各項目の進捗状況を適切に把握いたしますとともに、是正または改善が完了したものについては措置済みとして整理し、引き続き、監査結果への実効性ある対応に努めてまいります。

詳細につきましては、資料データ「令和 7 年度包括外部監査結果に対する措置状況報告書」を御参照くださいますようお願いいたします。

なお、この措置状況につきましては、本日、監査対象事業を所管いたします文教経済常任委員協議会においても御報告しております。

また、講じた措置につきましては、去る 8 月 5 日、地方自治法第 252 条の 38 第 6 項の規定に基づき監査委員に通知いたしました。

説明は以上でございます。

○奈良祥孝委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良祥孝委員長 質疑はないものと認めます。

次に、「令和 8 年度収納対策について」報告を求めます。税務部長。

○千葉康伸税務部長 青森市収納対策本部において進行管理を行っている収入項目の令和 7 年度の収納状況と、令和 8 年度の収納対策について御報告申し上げます。

初めに、資料 1 の 1 ページを御覧ください。

収納対策本部では、市税及び税外諸歳入の中で、特に市の財政に与える影響が大きい一般会計、特別会計及び企業会計の 14 の収入項目について、適正な債権管理の推進を行っているところであります。

令和 7 年度における、これらの収入項目の収納率であります。資料上段の合計の表にありますとおり、現年分、滞納繰越分を合わせた合計では、94.16 ポイント——前年度の 94.10 ポイントから 0.06 ポイント上回りました。

収入未済額の合計であります。令和 6 年度の約 34 億 7900 万円から、令和 7 年度は約 33 億 9900 万円と、約 8000 万円の縮減を図ることができました。

2 ページ及び 3 ページにつきましては、内訳を示しております。

収納率につきましては、市税など 5 収入項目において、前年より上昇いたしましたが、国民健康保険税など 9 収入項目において低下しておりまして、収入未済額は、国民健康保険税など 10 収入項目において縮減しましたが、市税など 4 収入項目において増加しております。

次に、資料 2 を御覧ください。

令和 8 年度の収納対策であります。令和 7 年度において、一部、収納率の低下

や収入未済額が増加した収入項目があったことを踏まえ、特に強化する項目については、重点取組項目といたしまして、その取組を強化することといたしました。具体的には網かけ部分となります。

まず、1 ページ、「1 適正な債権管理の推進」では、⑥回収見込みのない債権について、適正な執行停止または債権放棄を行い、収入未済額の縮減を徹底すること、2 ページ、「2 催告の強化」では、①長期滞納の抑制に向け、滞納者との早期接触に努めるとともに、文書、電話等による催告の早期実施を徹底すること、「3 強制徴収の徹底・行政サービスの制限」では、②資力がありながら納付しない滞納者に対して、法令等の規定に基づく滞納処分による差押えや交付要求の早期実施を徹底すること、3 ページ、「4 納付機会の拡大・特別徴収の徹底」では、③特別徴収を強化するため、事業主向けチラシの送付や市ホームページへの掲載等により、制度内容の周知及び指導監督を行うとともに、滞納処分等の早期実施を徹底することとしております。

資料3は参考となりますが「令和6年度及び令和7年度のキャッシュレス納付実績」を添付しておりますので、後ほど御覧いただければと思います。

以上が、令和8年度収納対策における取組強化の内容であります。

歳入確保は、市の行財政運営の根幹に関わる重要な課題でありますので、今後も関係部局との連携を密にして一層の収納対策に取り組むとともに、適正な債権管理の推進に努めてまいります。

報告は以上です。

○奈良祥孝委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等はありませんか。
奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 収納方法についてですが、国民健康保険税はコンビニ収納をやっていますけれども、後期高齢者医療保険料はやっていませんよね。なぜですか。

○奈良祥孝委員長 税務部長。

○千葉康伸税務部長 担当課長から答えさせます。

○奈良祥孝委員長 担当課長。

○佐々木潤一納税支援課長 納税支援課でございます。

後期高齢の保険料についても納期限内であれば——失礼いたしました。後期高齢者医療保険料のほうはできないとなっております……

〔「分かる人が答えればいいじゃないか」と呼ぶ者あり〕

○奈良祥孝委員長 誰でもいいですよ。分かる人が教えてください。

○佐々木潤一納税支援課長 すみません。担当から答えます。

○奈良祥孝委員長 お願いします。

○川口純一納税支援課主幹 後期高齢者医療保険料のコンビニ納付については、まだ対応しておりません。

○奈良祥孝委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 なぜできないのかと聞いたのですが、今後対応するという事でよろしいですか。

○奈良祥孝委員長 担当課長。

○佐々木潤一納税支援課長 確認いたしまして、後ほど御報告いたします。

○奈良祥孝委員長 後ほどお願いします。

ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良祥孝委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

そのほか、理事者側から報告事項などありませんか。税務部長。

○千葉康伸税務部長 後期高齢者医療保険料過誤納金還付通知書の内容誤りについて、御報告したいと思いますので、資料をお配りしてもよろしいでしょうか。

○奈良祥孝委員長 お願いします。

〔議会事務局が資料を配付〕

○千葉康伸税務部長 後期高齢者医療保険料過誤納金還付通知書の内容誤りについて御報告いたします。

お手元の資料を御覧いただきたいと思います。

「1 内容誤りの概要」であります。令和8年7月31日に発送いたしました後期高齢者医療保険料過誤納金還付通知書であります。このお知らせの内容の中で発送日、支払い予定日、還付の口座振込依頼書の返送期限であります。正誤表に記載のとおり、誤った内容で送付したものであります。

「2 送付件数」であります。805件であります。

「3 経緯」であります。8月3日に送付された通知書が届いた方からのお問合せで判明したものであります。

「4 原因」であります。当該通知書につきましては、出力のために、納税支援課から株式会社ソフトアカデミーあおもりに対して、正しいデータを送付して処理を依頼しておりましたが、株式会社ソフトアカデミーあおもりの人為的なミスにより、発送日、支払い予定日、還付の口座振込依頼書の返送期限を誤った日付で設定し出力したものであります。

「5 対応」であります。判明した8月3日以降、今回の対象者の方に対して、順次電話にて連絡いたしまして、謝罪するとともに事情を説明しております。

また、8月5日には全ての対象者の方に対して等の説明を含むおわびの文書を送付したところであります。

「6 再発防止策」であります。株式会社ソフトアカデミーあおもりに対して、今後、その報告を求めるとともに、納税支援課においても、今回の件を踏まえまして、納品物の確認方法の見直し、ダブルチェックの実施など、事務誤りの防止を徹底してまいります。

報告は以上でございます。

○奈良祥孝委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良祥孝委員長 質疑はないものと認めます。

そのほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良祥孝委員長 また、委員の皆さんから御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良祥孝委員長 以上をもって、本日の案件は全て終了いたしました。

これにて、本日の協議会を閉会いたします。

(会 議 終 了)